

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業
公募型プロポーザル方式 成果水準書

1 事業名称

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業（以下「本事業」という。）

2 背景及び目的

- 青森県は、長年、都道府県別の平均寿命が全国最下位であり、弘前市の2020（令和2）年の平均寿命は男性が79.2歳、女性が86.4歳で、全国平均（男性81.5歳、女性87.6歳）を下回っているほか、がん・心疾患・脳血管疾患の「三大生活習慣病」による標準化死亡比や喫煙率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合も高い状況にあり、働き盛り世代の死亡率は、総じて全国平均や本県の数値より高い状況である。
- そのような状況において、当市で顕著に表れているものとしては、既に子どもの頃から肥満傾向にあるというもので、肥満傾向児の出現率が男女とも全年齢で全国平均を上回り、肥満については、子ども・大人ともに増加傾向にある。
- また、弘前市の総人口は、1995（平成7）年の約19万4千人をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、2045（令和27）年までに、現在の約16万人から約12万1千人に減少すると推計されている。
- 同様に、労働人口については、現在の約9万人から約5万9千人へと減少すると推計されており、総人口に占める労働人口割合は減少するとともに、労働人口の平均年齢は上昇していく。全国のどの地域にも共通する将来の労働力（一人当たり生産性）に大きな課題を抱えている。
- 特に、男女とも20～24歳の年齢階層では他の階層よりも転出が多く、また、15～19歳年齢階層では、女性の転出が多く、高等教育機関卒業後の転出による生産年齢人口の減少が顕著であり、若者の域外転出が課題となっている。
- なお、これらの社会課題については、いずれも短期間では効果が出にくく、持続可能な事業スキームによる継続的な取組が必要である。
- 本事業においては、これら長年の社会課題の解決に向け、まずは、ドミノ倒しのように高血圧や糖代謝異常などに始まり、動脈硬化、虚血性心疾患、そして最終的には、心不全や脳卒中など、経過に伴う連鎖を引き起こす可能性があるメタボリックシンドロームの予防・改善を図るものとする。
- そのため、市がこれまで中心市街地などにおいて普及展開を図ってきたQOL健診（※1）と、弘前大学健康未来イノベーション研究機構の参画企業等によるメタボリックシンドロームを予防・改善する食事や運動などの健康プログラムを併せて提供するとともに、当該プログラムの枠組みにおいて、地元企業の参画を促すほか、子どもの頃から生活習慣に関する健康教育を行うことなどに取り組むものとする。
- また、本事業は、持続可能な事業スキームによる継続的な取組としていくため、成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）（※2）により実施するものとし、将来

的には、ソーシャルインパクトボンド（SIB）（※3）への移行も見据え、各種業務を一体的に進めることにより、市民の健康寿命の延伸と医療費の削減に加え、ヘルスケア産業の創出による雇用創出を図るものである。

※1 「QOL 健診」とは。弘前大学などが大規模健診「岩木健康増進プロジェクト」のビッグデータをもとに開発した健診で、その結果を基にした健康教育を即日に行うことで、健康意識の向上や行動変容につながりやすい、意識啓発型のものをいう。

※2 成果連動型民間委託契約方式（PFS：Pay For Success）とは。地方公共団体等が民間事業者等に委託等をするに当たり、解決すべき行政課題に対応した成果指標を設定し、支払額をその成果指標値の改善状況に連動させるもの。

※3 ソーシャルインパクトボンド（SIB）とは。成果連動型民間委託契約方式（PFS）の1つの類型で、事業にかかる資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その提供を受けた資金の償還については、地方公共団体等からの成果指標値における改善状況に連動した支払等を原資として行われるもの。

3 業務期間

契約締結日（令和7年10月予定）の翌日から令和10年3月31日までとする。

4 対象者

弘前市民 159,780 人（令和6年11月1日現在 住民基本台帳）。主に、次に掲げるもの。

- ① 働き盛り世代（20歳以上～60歳未満） 71,151 人（令和6年11月1日現在 住民基本台帳）
- ② 市内の小中学校に通う児童・生徒 10,758 人（小学校 33 校、6,959 人。中学校 19 校、3,799 人。令和6年5月1日現在。）

5 業務内容

本事業においては、次に掲げる業務について、それぞれに定める規模以上のものを実施するものとし、実施に当たっては、スキーム図（別記）を参酌し、適宜、連絡、調整等の中間支援業務を行うものとする。

それら業務のうち、支払額を成果指標の改善状況に連動させるものは、第1号から第4号までのものとし、それぞれの成果指標、数値及び測定方法は、成果指標等一覧表（別表）のとおりとする。なお、成果連動払とする業務については、業務開始からの1年間を1年目、次の1年間を2年目とし、当該2年間を目途に、最終年度の総括評価に影響が生じない範囲で業務を終了すること。

(1) QOL 健診実施業務

○ 内容 健康プログラムの効果測定として、その前後に QOL 健診（（例）腹囲、内臓脂肪、体組成、血圧、野菜摂取量、立ち上がり、問診など及び受診当日にその結果をフィードバックする健康教育）を実施するもの。

※ 次号ア 健康プログラムの提供と一体で行うこと。

- 規模 職域 20 回 400 人程度（10 社×40 人程度×健康プログラム前後 1 回ずつ。）、主に中心市街地 4 回 600 人程度（イベント形式で 1 回 150 人程度。健康プログラム後の実施時期、方法等は任意とする。）。計 1,000 人（500 人/年）。

(2) 健康プログラム提供業務

ア 健康プログラムの提供

- 内容 食事、運動など、メタボリックシンドロームの予防・改善に関する健康プログラムを提供するもの。

※ 健康プログラムの提供に当たっては、次に掲げる事項を十分に参酌すること。

- ① より効果的な取組とするため、異なるカテゴリ（例 食事、運動など）から 1 つずつ、合計 2 つの健康プログラムを目安に、一体的に提供すること。
- ② ①のカテゴリを構成する健康プログラムは、メタボリックシンドロームの予防・改善に関するエビデンスについて、市が弘前大学健康未来イノベーション研究機構の確認を経て定める「(仮) 弘前版 PFS/SIB モデルにおける健康プログラム参画基準」に基づき、あらかじめ弘前大学健康未来イノベーション研究機構の審査により、承認を受けたものであること。

- 規模 職域 延べ 800 プログラム（10 社×40 人程度× 2 プログラム）、中心市街地 延べ 1,200 プログラム（イベント 4 回×150 人程度× 2 プログラム）。計 延べ 2,000 プログラム（延べ 1,000 プログラム/年）。

イ 健康プログラムのエビデンス審査

- 内容 ア②の審査（本事業において健康プログラムを提供するに当たり、あらかじめ健康プログラム自体のエビデンスを確認するものをいう。）に必要な業務であって、医学的知見を要しない審査日程の調整、審査員へのご案内等を行うもの。

- 規模 4 回

ウ 地元企業の参画促進

- 内容 健康プログラムの提供に当たり、地元企業（市内に本社又は主たる事業所を有している者をいう。）がその一部を担い、又は 1 つの健康プログラムを構築して本事業に加わるなど、地元企業の参画を促進するもの。

※ 地元企業の参画とは、健康プログラムの提供に当たり、業務の一部を請け負うほか、個別の商品、役務を提供するなど、健康プログラムの構築から提供に至るまでにおける地元企業の成約を促すものとし、成果指標においては、その成約をもって関与件数とする。

※ 業務の実施に当たっては、次の例を参考に実施し、併せて、市をはじめとした関係機関に対し、窓口、電話、WEB メール等により、地元企業がその一部を請け負い、又は、自らの構築に向けた検討に当たり、必要な情報を得るための問合せ（以下「相談」という。）を受ける体制を整え、相談を受けた関係機関又は受注者が相談記録としてまとめるものとする。

例 地元企業を対象とした説明会、健康プログラムの体験会等の実施

- 規模 説明会 2 回、体験会等 4 回（(1)及び(2)アのイベント形式による健康プログ

ラムの提供と兼ねたもの)。

(3) サービス向上・周知啓発業務

ア サービスの向上

- 内容 QOL 健診及び健康プログラムという一体のサービスを提供するに当たり、市が令和5年11月から利用している健康アプリ「kencom」と、必要に応じ、他のアプリを活用しながら、行動変容が継続するようなサービスの向上を図るもの。
 - ※ 例 QOL 健診の受診結果の履歴を閲覧可能とすること、健康プログラムと関連するアプリを紹介することなど。
 - ※ kencom については、本業務契約期間中、市民の利用に供するものとし、令和9年10月以降の業務に係る成果評価、支払等については、本成果水準書の各項目の定めにかかわらず、次のとおりとする。
 - ✓ 成果指標、目標値及び測定方法 別表に定める成果指標を参考に、市と中間支援事業者等が協議の上、契約協議において定める。
 - ✓ 成果評価 第三者評価実施業務の総括評価に含めて行うものとする。
 - ✓ 支払額 7 支払上限額、支払条件等(1)及び(2)の表に定める金額に、既に含まれているものである。
 - ✓ 支払時期 令和9年度の実績に応じた支払に含めて支払うものとする。

- 規模 適宜

イ 本事業の周知啓発

- 内容 本事業の市民の認知度を上げ、深めるため、本事業の目的、内容、仕組み、将来構想等について、イベント等において周知するとともに、QOL 健診の受診者増加に向け、当該イベントを周知し、及び QOL (生活の質) を高めるための測定項目やサービス (例 肌年齢、運転技術 (認知) など) を提供するもの。
 - ※ イベント等における本事業の周知に当たっては、分かりやすい内容で周知することに意を用いること。
- 規模 イベント4回 ((1)及び(2)アのイベントと兼ねたもの)、その他適宜。

(4) 将来の働き盛り世代に対する健康教育等実施業務

- 内容 市内の小中学校の児童・生徒に対して、食育、運動の推進など、生活習慣病の予防につながるような健やかな成長に関する健康教育及び周知啓発を行うもの。
- 規模 健康教育4校及び周知啓発2回 (計2,000名程度)

(5) 各種調査業務

ア アンケート調査の実施

- 内容 本事業の業務改善等のため、サービス提供を受けた市民に対し、効果測定 (成果指標以外のもの) 及びアンケート調査を実施し、その結果をまとめるもの。
- 規模 4回
 - ※ 例 実施対象 | 職域1回、イベント1回、健康プログラム2回 (食事・運動)
 - ※ アンケートの項目は、例えば、イベントの企画構成に関すること、健康プログラムを利用した感想など、本事業の業務改善、事業の見直し等に必要なものとする。

イ 健康プログラムの調査実施

- 内容 本事業を効果的に遂行するため、メタボリックシンドロームの予防・改善等に関する健康プログラムについて、可能な範囲で独自の調査をし、その結果をまとめるもの。
- 規模 4回

(6) SIB 移行に向けた資金調達準備業務

- 内容 QOL 健診とその結果を改善する健康プログラムを提供し、市民の健康寿命の延伸、ヘルスケア産業の創設を目指す弘前版 PFS/SIB モデルの SIB 移行を見据え、民間資金提供者から資金調達を受けるための準備として、資金提供者となり得る各種企業等に対して、同モデルの説明、協議等を行うもの。
- 規模 各種企業等 5社

(7) 第三者評価実施業務

- 内容 健康を基軸とした事業評価、PFS 事業評価に精通している第三者評価機関(※)に対し、本事業のモニタリング及び成果評価（成果指標に係るアンケートを含む。）の実施のほか、必要に応じ、成果指標、ロジックモデルの見直しに関する協議等成果評価に関する事項において、助言等を行う業務を委任するもの。

※ 本事業の案件形成において、様々な指導、助言等をいただいた五十嵐 中 氏（東京大学大学院 薬学系研究科 特任准教授）が代表を務める一般社団法人医療経済評価総合研究所を想定

- 規模 モニタリング 適宜、成果評価 3回（評価時期は、令和8年10月、令和9年10月及び令和10年3月とし、評価する期間は、1回目及び2回目の評価が当該月の前1年間の中間評価と、3回目の評価が業務完了に伴う本事業の委託期間の総括評価とする。）、その他助言等 適宜

(8) その他 PFS による事業の実施に必要な業務

- 内容 PFS による事業の円滑な業務遂行等に関して必要なもの。
- 規模 適宜

6 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び弘前市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年弘前市条例第1号）をはじめ、関係法令及び条例を順守するとともに、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 受注者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (3) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し市の承認を得ること。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たって、随時又は定期的に市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。なお、打合せを行った後には、速やかにその結果概要を作成し、市に書面により報告すること。

- (5) 受託者は、業務の実施に当たって、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い内容で行うこと。
- (6) 受注者は、業務の実施に当たって、市以外の関係機関である青森県の「あおり産業イノベーション推進プロジェクト」や弘前大学の「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等と連携しながら取組を進めること。
- (7) 受注者は、業務の遂行状況について、市に対して定期的に報告すること。なお、令和7年度及び令和8年度の遂行状況にあつては、各年度終了後、速やかに遂行状況報告書として、市に提出すること。
- (8) 受注者は、業務完了後、委託期間中の業務実績を記載した業務報告書を速やかに市に提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7 支払上限額、支払条件等

- (1) 支払は、各年度の実績に応じて3回及び1年毎の成果評価に応じて2回の計5回に分けて行うものとし、各年度の支払上限額等は次の表のとおりとする。

(単位：円)

総額 181,500,000		令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
総額	支払上限額	36,943,280	70,652,560	73,904,160	181,500,000
	最低支払額	36,943,280	49,517,160	49,517,160	135,977,600
成果連動支払額		0	21,135,400	24,387,000	45,522,400
固定支払額 (成果連動経費)		15,607,680	18,208,960	18,208,960	52,025,600
固定支払額 (中間支援部分)		19,800,000	23,100,000	23,100,000	66,000,000
固定支払額 (第三者評価部分)		1,100,000	7,700,000	7,700,000	16,500,000
他の固定支払額		435,600	508,200	508,200	1,452,000

注1 本表及び次号の表の金額は、いずれも公募型プロポーザルにおける見積比較においてのみ使用するものであり、契約締結における予定価格を示すものではない。

- 2 公募型プロポーザルにおける参考見積書の金額が委託料総額（支払上限額）である181,500,000円（税込）を超過した場合は失格とする。ただし、参考見積書の内訳において、次号の表における各業務の合計金額を超過した場合であっても、それをもって失格とするものではない。

(2) 成果連動支払額及び成果連動支払経費に係る固定支払額（固定費）の支払は、各成果指標の達成状況に応じ、次の表に定めるとおりとする。

業務名 【基準額 K】	令和7年度	令和8年度			令和9年度			成果連動 支払額 S2
	固定費	固定費	成果連動 支払額 S0	成果連動 支払額 S1	固定費	成果連動 支払額 S0	成果連動 支払額 S1	
(1) QOL 健診実施業務【8,140,000 円】								基準額 K の 合計額×4%
	K×64%×30%	K×64%×35%	(K×36%) /2	(K×16%) /2	K×64%×35%	(K×36%) /2	(K×16%) /2	
(2) 健康プログラム提供業務【33,825,000 円】								
ア 健康プログラムの提供【33,000,000 円】								
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
イ 健康プログラムのエビデンス審査【275,000 円】								
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
ウ 地元企業の参画促進【550,000 円】								
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
(3) サービス向上・周知啓発業務【37,950,000 円】								
ア サービスの向上【33,000,000 円】								
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
イ 本事業の周知啓発【4,950,000 円】								
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
(4) 将来の働き盛り世代に対する健康教育等実施業務【1,375,000 円】								
	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

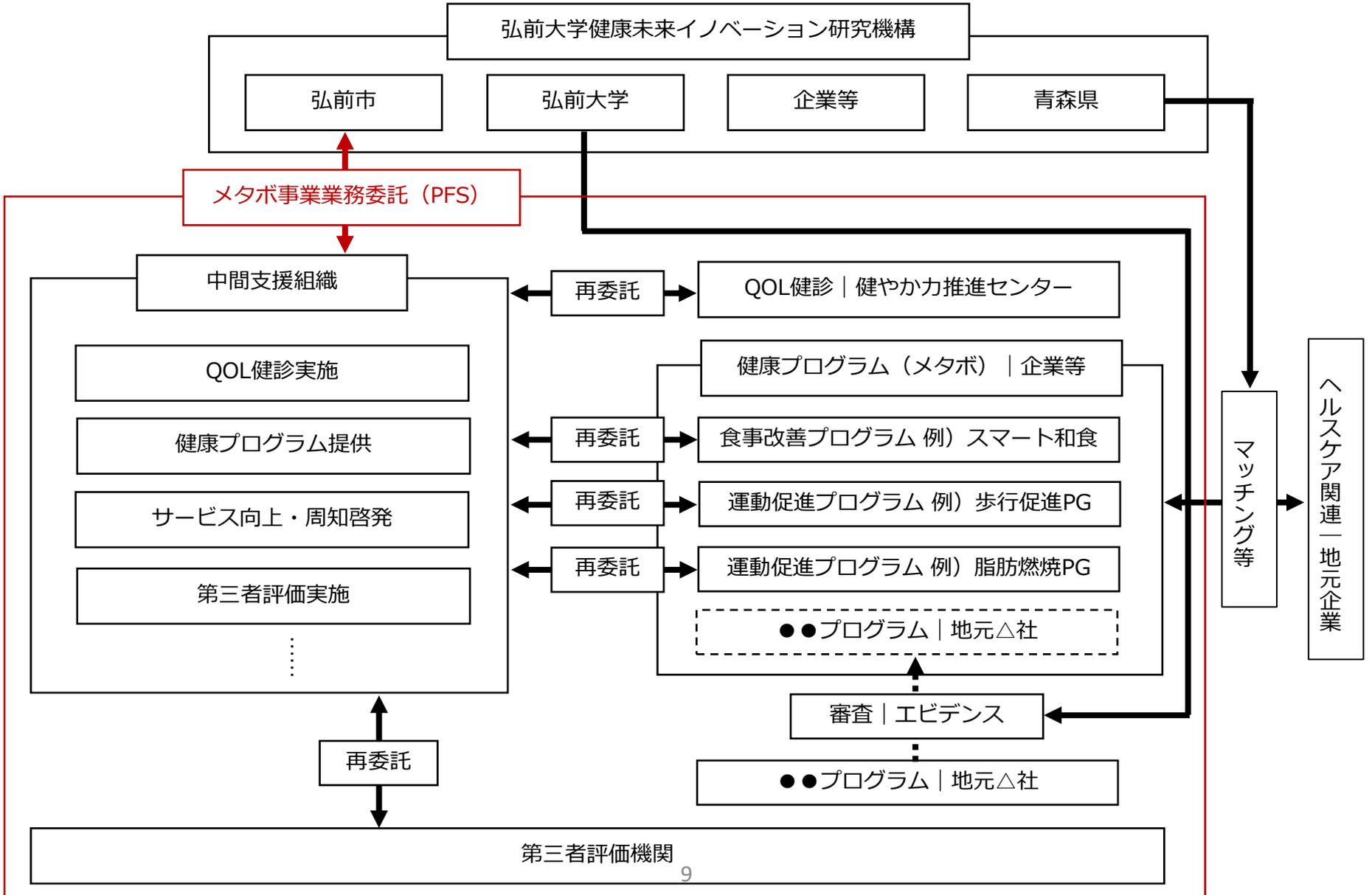
備考

- 1 基準額 K は、業務委託期間中において、当該業務を「5 業務内容」に記載の規模で実施する場合に要する費用として、市が成果連動型民間委託契約方式によらず、仕様発注とするときの割合（100）により算出した額である。なお、事業契約に当たっては、当該業務に係る見積内訳の額を 120 の割合とし、その 100 の割合に相当する額を基準額 K としてこの表に基づき算出するものとする。
- 2 成果連動支払額 S0、S1 及び S2 欄の金額は、いずれも当該指標達成時に加算する額とする。

8 その他

- (1) 成果物の所有権、著作権及び利用権は、市及び弘前大学（健康未来イノベーション研究機構）、健康プログラムの提供者等に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市及び弘前大学（健康未来イノベーション研究機構）、健康プログラムの提供者等の許可無く他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。

弘前市メタボリックシンドローム予防・改善事業 スキーム図



成果指標等一覧表

指標名	目標値		業務概要（2年間）	対象者及び対象項目	測定方法
	令和8年度	令和9年度			
(1) QOL健診実施業務					
S0 受診者数（健康プログラム前）	500人以上	500人以上	QOL健診の実施 ①職域10社に対して、健康プログラム前後に実施する（10社×2回）。 ②主に中心市街地で4回、イベント形式で開催。健康プログラム後のQOL健診の実施時期、方法等は任意とする。	20～65歳の働き盛り世代の弘前市民。 ①各社40人程度 ②1回150人程度	QOL健診関連システムによる集計
S1 受診率（健康プログラム後）	70%以上	70%以上		上記S0にて、QOL健診を受診した人。	QOL健診関連システムによる集計
(2) 健康プログラム提供業務					
ア 健康プログラムの提供 及び イ 健康プログラムのエビデンス審査					
S0 健康プログラムの継続率	70%以上	70%以上	ア 健康プログラムの提供 QOL健診受診者に対して、健康プログラムを提供する。 2,000プログラム(1,000人×2プログラム)	QOL健診を受診し、健康プログラムを利用した人。	健康プログラムの利用者及び修了者の数を提供企業に対して調査
S1 メタボリックシンドローム該当者・予備群に関する次の①②両方			健康プログラムは、あらかじめ弘前大学健康未来イノベーション研究機構の審査により、承認を受けたものであること。 イ 健康プログラムのエビデンス審査 アの審査に必要な業務であって、審査日程の調整等を行う。 審査会4回	健康プログラム前後のQOL健診を受診し、健康プログラムを利用した人。	健康プログラム前後のQOL健診で腹囲、内臓脂肪面積等を測定 岩木健康増進プロジェクトにより、これまで積上げてきたビッグデータに基づく未来予測システム（未来予測AIモデル）へQOL健診の受診結果を取り込み、対象群と重ねて予測する。
① 健康プログラム前後の該当者及び予備群の割合	3ポイント減少	3ポイント減少			
② 健康プログラム前後の発症リスク（3年以内）の割合	減少	減少			
ウ 地元企業の参画促進					
S0 地元企業の相談件数	10件	20件	健康プログラムの提供に当たり、地元企業がその一部を担い、又は健康プログラムを構築して本事業に加わることを促す。そのため、例えば、地元企業対象の説明会、健康プログラムの体験会等を実施する。	地元企業（市内に本社又は主たる事業所を有している者をいう。）	関係機関、健康プログラム提供企業等に対する調査
S1 地元企業の関与件数	1件	2件	説明会2回、体験会等4回 なお、関与件数は、健康プログラムの提供に係る一部請負など、地元企業の成約件数とする。		健康プログラム提供企業に対する調査
(3) サービス向上・周知啓発業務					
ア サービスの向上（健康アプリ）					

指標名	目標値		業務概要（2年間）	対象者及び対象項目	測定方法
	令和8年度	令和9年度			
S0 健康アプリ「kencom」新規登録者数	650人	650人		弘前市民	kencomにより取得
S1 健康プログラム前後の歩数	300歩/日以上増加	300歩/日以上増加	kencom及び必要に応じ、他のアプリを活用しながら、行動変容が継続するようなサービスの向上を図る。	kencomを利用している人のうち、QOL健診を受診し、健康プログラムを修了した人。	健康プログラム開始日1年前又は開始日を起点に、同日以降1箇月間と、健康プログラム修了日を起点に、同日以降1箇月間における1日当たりの歩数をkencomにより取得
イ 本事業の周知啓発					
S0 イベントでのQOL健診受診者数（健康プログラム前）	300人	300人	QOL健診の実施 主に中心市街地で4回、イベント形式で開催（(1)及び(2)アで実施するもの）。健康プログラム後のQOL健診の実施時期、方法等は任意とする。	20～65歳の働き盛り世代の弘前市民。 1回150人程度。	QOL健診関連システムによる集計
S1 健康プログラムの継続率	70%以上	70%以上	QOL健診受診者に対して、健康プログラムを提供する。 健康プログラムは、あらかじめ弘前大学健康未来イノベーション研究機構の審査により、承認を受けたものであること。	上記S0にて、QOL健診を受診した人。	健康プログラムの利用者及び修了者の数を提供企業に対して調査
(4) 将来の働き盛り世代に対する健康教育等実施業務					
S0 健康教育理解度（児童・生徒）	85%以上	85%以上	市内の小中学校の児童・生徒に対して、食育、運動の推進など、生活習慣病の予防につながるような健やかな成長に関する健康教育、周知啓発等を行う。	市内の小中学校の児童・生徒 4校	健康教育を受講した児童・生徒に対するアンケート調査
S1 健康教育理解度（保護者）	90%以上	90%以上		健康教育を受けた児童・生徒の保護者	健康教育を受講した児童・生徒の保護者に対するアンケート調査 （保護者アンケートは、児童・生徒の理解度を問わず実施）

指標名	目標値		業務概要（2年間）	対象者及び対象項目	測定方法
	令和8年度	令和9年度			
(5) 上記(1)～(4)までの業務共通					
S2健康都市弘前及びWell-beingな地域共創社会の実現に関する次の①②いずれか					
①ひと・まちの健康に関する長期アウトカムのうち、各1つ以上	—	《ひとの健康》 a医療費削減、b介護費削減、c平均寿命延伸（10年後） 《まちの健康》 d生産性逸失削減、e本事業による雇用創出	上記(1)～(4)までの業務共通	弘前市民	○ a,b,d：既に構築している次世代医療基盤法の枠組みにより、レセプトデータと結びつくデータなどを活用して推計 ○ c 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」の死亡中位仮定、本事業によるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の改善者数等による推計 ○ e 健康プログラム提供企業等に対する調査 ※ 第三者評価機関による調査、分析等を要する。
②QOL指標又はWell-being指標	—	改善		弘前市民	事業着手後及び最終年度の健康プログラム終了後の2回、QOL指標評価アンケート（EQ-5D-5L）※1及びWell-being指標（EQ-HWB）※2の測定を実施 ※ 第三者評価機関による調査、分析等を要する。

備考

- 1 本表目標値の欄中、令和8年度は令和7年10月から令和8年9月まで、令和9年度は令和8年10月から令和9年9月までの期間を基本的に指すものとする。
- 2 （表中の凡例） 本表におけるS0、S1及びS2については、7 支払上限額、支払条件等(2)の表に次のとおり連動するものである。
 S0：成果連動支払額S0の支払に連動させるもの
 S1：成果連動支払額S1の支払に連動させるもの
 S2：成果連想支払額S2の支払に連動させるもの

※1 QOL指標 (EQ-5D-5L)

1987年に設立されたEuroQol Groupが開発した国際的指標。200カ国語以上のバージョンが存在し、QOLの研究並びに医療経済評価研究において標準的に用いられる指標である。

健康関連 QOL を評価するための自己記入式の質問票で、質問項目は、「移動の程度」、「身の回りの管理」、「普段の活動」、「痛み/不快感」、「不安/ふさぎ込み」の5項目(dimension)から構成される。本プロジェクトでは、各項目について「全く問題はない」から「極度の問題がある/全くできない」までの5段階 (level)からなるEQ-5D-5L日本語版を用いる。

5項目の回答結果は、完全な健康を1.0・死亡をゼロとするQOLスコア(効用値、utility score) に転換できる。回答をQOLスコアに転換する際には、健康状態への価値付けは国・地域・民族によって大きく異なるため、各国で換算式を整備することが推奨されている。日本でもEuroQOL Groupの承認に基づき、国内での調査によって構築された換算式が存在する。今回はこの換算式を用いて、QOLスコアへの転換を実施する。

EQ-5D-5Lの本研究での使用は、EuroQOL本部の承認を取得済みである。

※2 Well-being指標 (EQ-HWB)

EQ-5Dの開発元であるEuroQOLが、wellbeingに関する国際的指標の確立をめざして構築した指標。

EQ-HWBは、健康とウェルビーイングの側面の標準化された尺度として設計されており、介護者や介護者の健康や福祉への影響など、EQ-5Dでは捕捉しきれない部分を評価する手段として開発された。25項目の詳細版と、9項目の簡略版(short version)が存在する。

EQ-HWBは一般には未公開であるが、(第三者評価機関として想定している法人の代表である五十嵐中氏はEuroQOLおよびEuroQOLのwellbeing分科会のメンバーであるため、申請をすることで利用が可能である)。